

# 選挙運動の公費負担 Q&A

御嵩町選挙管理委員会

令和5年5月17日版

## 1 共通

【Q1】	公費負担の対象	1
【Q2】	契約書の作成、収入証紙の取扱い	1
【Q3】	契約する金額	2
【Q4】	公費負担の金額	2
【Q5】	使用(作成)証明書の交付	3
【Q6】	情報公開の対象	3
【Q7】	書類の保管(1)	3
【Q8】	書類の保管(2)	3

## 2 自動車の借入れ

【Q9】	公費負担の対象	4
【Q10】	複数台を借入れる場合の公費負担の対象	4
【Q11】	装備品等の付帯金	4
【Q12】	選挙運動期間前からの借入れ	4
【Q13】	契約書に記載する借入れ期間	5
【Q14】	月極(1ヶ月)契約による借入れ	5
【Q15】	レンタカー許可業者以外からの借入れ	5
【Q16】	選挙運動用自動車の借入額	6
【Q17】	親族からの選挙運動用自動車の借入れ	6
【Q18】	ハイヤー契約(一括契約)	6

## 3 燃料の供給

【Q19】	公費負担の対象	7
【Q20】	選挙運動用自動車以外の自動車の燃料代	7
【Q21】	2社以上のガソリンスタンドでの給油	7
【Q22】	給油量、給油金額の記録	7
【Q23】	投票日の給油	8

#### 4 運転手の雇用

【Q24】 公費負担の対象	8
【Q25】 選挙運動用自動車以外を運転した場合	8
【Q26】 選挙運動期間以外の運転	8
【Q27】 複数の運転手との契約	9
【Q28】 運転手の宿泊代	9
【Q29】 法人との運転手契約	9
【Q30】 同一日に複数の運転手が運転した場合	9
【Q31】 親族が運転した場合の公費負担	10

#### 5 選挙運動用ポスターの作成

【Q32】 公費負担の対象(1)	10
【Q33】 公費負担の対象(2)	10
【Q34】 選挙運動用ポスター以外の印刷物を発注した場合(1)	10
【Q35】 選挙運動用ポスター以外の印刷物を発注した場合(2)	11
【Q36】 公費負担額の計算方法	11
【Q37】 作成するポスターの上限枚数	12
【Q38】 ポスターの作成契約を、作業段階別に、それぞれの事業者等と締結した場合	12

#### 6 選挙運動用ビラの作成

【Q39】 公費負担の対象	12
【Q40】 選挙運動用ビラの規格	13
【Q41】 選挙運動用ビラの頒布	13
【Q42】 選挙運動用ビラ以外の印刷物を発注した場合	13
【Q43】 選挙運動用ビラを自宅で印刷した場合	14

#### 7 選挙運動用通常葉書の交付・郵送

【Q44】 交付及び郵送時の注意点	14
【Q45】 選挙運動用通常葉書を手渡しすること	14
【Q46】 選挙運動用通常葉書の費用	14

## 【 1 共通 】

.....  
Q1 選挙運動費用のうち、公費負担される費用はどのようなものがありますか？

A1 次の費用が公費負担の対象になります。ただし、供託金を没収された候補者は、公費負担を受けられません。

### ①選挙運動用自動車の使用

個別契約方式

- ◆自動車の借入費用(レンタカー契約)
- ◆自動車の燃料代
- ◆運転手の雇用費用

### ②選挙運動用ポスターの作成

### ③選挙運動用ビラの作成

※業者等と有償による契約を書面にて締結する必要があります。

.....  
Q2 公費負担制度を利用する場合、必ず契約書を作成する必要がありますか？

また、各契約書に収入印紙は必要ですか？

A2 (契約書の作成)

選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成について候補者が公費負担の制度を利用するためには、契約相手方(業者等)と有償による契約を書面にて締結し、それを選挙管理委員会に届出する必要があります。

なお、候補者と業者等を取り交わす書面については、候補者の申込意思と業者等の承諾意思とが書面上明らかにされていれば、必ずしも「契約書」という名称を有するものに限るものではなく、次の要件を備えているものであれば、「借受書」、「賃渡証」、「承諾書」などの名称であっても構いません。

#### 【契約書の要件】

- ・候補者本人と事業者等の契約であること
- ・有償契約であること
- ・契約年月日が記載されていること
- ・契約期間の記載があること

- ・契約内容(自動車の借入れ期間や車両が特定できる情報(車種、登録番号等)、作成数量等)が明確に記載されていること
- ・契約金額(契約内容によって内訳金額や単価を含む)の記載があること

(収入印紙)

契約内容によって、収入印紙が必要と考えられます。

※この回答事例は、選挙運動費用の公費負担に係る一般的な契約事例に基づくもので、候補者と事業者等とで締結する契約の形式、内容等によっては、本回答内容と異なる課税関係が生じることがありますのでご注意ください。詳しくは、最寄りの税務署にて確認ください。

◆選挙運動用自動車の使用に係る契約

一般運送契約以外の契約(自動車借入れ、燃料供給、運転手雇用を別々に契約)

候補者の指示及び責任において運行し、事業者等が主体となって運行していないこと、また、3ヶ月以内の短期間契約であることから、収入印紙は必要ありません。

◆選挙運動用ビラ・ポスターの作成契約

印紙税法別表第一番号二に掲げられている「請負に関する契約書」にあたると考えられ、1万円以上の契約金額のものは収入印紙が必要になります。

.....  
**Q3 契約の締結にあたって、「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題はありますか？**

A3 条例では、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は、契約当事者の合意により定められます。しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容(金額、数量)の妥当性について説明できるように適正に契約を行っていただく必要があります。

.....  
**Q4 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか？**

A4 公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。実際に要した費用が上限を超えている場合は、上限額までを公費負担しますが、上限に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。

.....  
Q5 使用(作成)証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか？

A5 それぞれの契約履行後に行ってください。使用(作成)証明書は、いずれも実際に基づき使用(作成)するものなので、契約履行後直ちに作成し、契約業者へ交付することになります。

.....  
Q6 町に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象になりますか？

A6 町に提出された公費負担に係る関係書類は、すべて情報公開の対象となります。  
(印影など一部非開示部分あり)

.....  
Q7 公費負担制度を正しく利用するために、必要な書類や保管しておく書類にはどのようなものがありますか？

A7 納品書、明細を記載した見積書などは、保管しておいていただくことで、公費負担の請求時などの際、手続きがスムーズになります。なお、選挙運動用自動車の燃料代の請求時には、車番など必要事項が記載された給油伝票(写し)の添付が義務付けされています。

.....  
Q8 選挙中はとても忙しいため、書類を保管したり、契約内容を正確に把握したりすることが難しいのですが、どのようにすればよいですか？

A8 契約内容を正確に把握しておくことは、適正な公費負担請求のため必要となります。納品書類等の書類は、事実関係を証明するために必要なため、大切に保管してください。

.....

## 【 2 自動車の借入れ 】

.....

Q9 公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか？

A9 主として選挙運動のために使用され、選挙管理委員会から交付される表示板を取り付けた車両です。候補者1人につき1台です。

.....

Q10 選挙運動用自動車として1台、選挙事務所の業務用に1台を借りるが、2台とも公費負担の対象になりますか？

A10 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分であるため、その他の自動車は対象となりません。

.....

Q11 レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか？

A11 車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象になりません。車両本体以外の費用(看板レンタル代、スピーカーレンタル代等)が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。契約書に記載できない場合は、見積書等の契約内容の内訳明細書が必要になります。

.....

Q12 選挙運動期間前から借り入れしたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することができますか？

A12 公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。したがって、選挙運動期間前の借入金分は公費負担の対象外となるため、請求できません。

※無投票の場合は、立候補届出日の1日分が、公費負担の対象期間となります。

.....  
Q13 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入をする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか？

A13 選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載します。選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになります。公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入金分は公費負担の対象外となります。

.....  
Q14 月極(1ヶ月)契約により選挙運動用自動車を借入れた場合、公費負担の対象になる金額は？

A14 自動車借入れに対する公費負担制度については、1日当たりの借入金額に対し、公費を負担する制度になっていますので、契約にあたっては、1日当たりの借入金額を当事者間で明確にして、契約する必要があります。また、レンタカー業者と月極契約を行う場合については、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき、契約することになります。しかし、「1カ月で〇〇万円」といったように、1日当たりの借入金額を設定せずに契約している場合には、契約金額を契約日数で除して算出した1日当たりの金額(8,050円を超える場合は、8,050円)に、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が対象となります。

.....  
Q15 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか？



A15 公費負担の制度上、自動車の借入れについては、次に該当する場合を除き、契約の相手側の条件は規定されていません。

- ・候補者と生計を一にする親族(当該親族がレンタカー業を営む場合は除く)からの借入れ

.....  
Q16 レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どのくらいの価格で契約すればいいのですか？

A16 契約金額は、契約当事者の合意により、定められるものです。しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容(金額、数量等)の妥当性について、説明できるよう適切な契約を行っていただく必要があります。

.....  
Q17 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の対象になりますか？

A17 生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は公費負担の対象となります。

※親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。

.....  
Q18 選挙運動用自動車についてハイヤー契約は公費負担の対象となりますか。

A18 選挙運動用自動車をハイヤー契約した場合は、御嵩町においては公費負担の対象となりません。選挙運動用自動車の借入れ、燃料の供給及び運転手の雇用の契約を個々で結んだ場合に公費負担の対象となります。

### 【 3 燃料の供給 】

---

Q19 選挙運動用自動車に使用した燃料は、全て公費負担の対象となりますか？

A19 選挙運動期間中、選挙運動用自動車1台に給油した燃料代が公費負担の対象です。

ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と限度額(3,850 円に選挙運動期間の日数を乗じて得た金額)を比較して、いずれか低い方の金額となります。

---

Q20 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか？

A20 選挙運動用自動車1台に給油した燃料代が公費負担の対象となるため、選挙運動用自動車以外の自動車の燃料代は公費負担の対象になりません。

---

Q21 2社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2社とも公費負担申請することはできますか？

A21 公費負担できる上限の範囲内で申請が可能です。(2社あわせた金額と上限額を比較して少ない方になる。)

ただし、いずれの業者との間にも書面により燃料供給契約が締結されていることが必要となります。

---

Q22 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか？

A22 公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が必要になりますので、必ず選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておく必要があります。

なお、給油伝票には、①給油日、②給油量、③車番(登録番号)、④給油金額が記載されていることが必要です。

(セルフ給油の場合、燃料供給契約を締結する際に給油伝票を作成してもらえよう打合せをしておく必要があります。)

.....  
**Q23 投票日前日の夜、ガソリンスタンドが閉店していたため、投票日に給油したが公費負担の対象になりますか？**

A23 公費負担の対象は、選挙運動期間内(告示日から投票日前日まで)となるため、公費負担の対象となりません。

.....  
**【 4 運転手の雇用 】**  
.....

**Q24 選挙運動用自動車の運転手に対する報酬は、すべて公費負担の対象となりますか？**

A24 選挙運動期間中、選挙運動用自動車の運転手を雇用する費用(報酬)であり、候補者1人につき1日1人に限り公費負担の対象となります。(1日あたりの上限額 6,250 円)  
なお、候補者は、運転手個人と契約する必要があります。また、運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象になります。

.....  
**Q25 契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか？**

A25 運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は、公費負担の対象になりません。

.....  
**Q26 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか？**

A26 選挙運動期間中の運転のみ公費負担の対象となります。選挙運動期間以外の運転は対象となりません。

.....  
**Q27 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか？**

A27 公費負担の対象は、1日当たり運転手1人です。同一日に運転業務が重ならない場合は、各々が公費負担の対象となります。なお、各々と契約する必要があります。しかし、同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか1人の運転手のみ公費負担の対象となります。

.....  
**Q28 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか？**

A28 運転手が選挙運動期間中に選挙運動自動車の運転をした場合に、その勤務に対し支払う報酬が公費負担の対象となります。したがって、契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費(宿泊代等)は公費負担の対象とはなりません。

.....  
**Q29 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか？**

A29 運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となります。法人と運転手派遣契約を締結する場合は公費負担の対象となりません。

.....  
**Q30 同一日に2人が運転した場合、公費負担及び報酬はどうなりますか？**

A30 公費負担の対象は1人のみであるため、2人目については公費負担の対象になりません。2人目の運転手の報酬については、労務者として報酬の支払い、運転手雇用契約による報酬の支払い、また、選挙運動員による無報酬などが考えられます。

Q31 選挙運動用自動車の運転手が、候補者の親族であっても公費負担の対象になりますか？

A31 候補者と生計を一にする親族との間で運転手の雇用について契約した場合には、その親族が自動車運転を業として行っている場合を除いて、公費負担の対象になりません。

※親族とは、6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族をいいます。

.....

【 5 選挙運動用ポスターの作成 】

.....

Q32 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとはどのようなポスターですか？

A32 公職選挙法第143条第1項第5号に規定する「ポスター掲示場に掲示するポスター」が公費負担の対象です。

.....

Q33 ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか？

A33 ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用はすべて公費負担の対象となります。(金額、作成枚数に上限があります。)

例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

(写真館やデザイン業者と個々に契約するのではなく、印刷業者とデザインや写真撮影を含んだ契約が必要になります。)

.....

Q34 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書も一括して印刷してもらった場合、合わせて公費負担の対象となりますか？

A34 選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象です。選挙運動用ポスター以外の印刷費用は公費負担の対象になりません。

名刺など選挙運動用ポスター以外の印刷費用は、公費負担の対象になりませんのでご注意ください。

また、このようなことを防ぐため、選挙運動用ポスターの作成とその他の印刷物の作成について、個々に契約することをお勧めします。

.....

**Q35 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？**

A35 例えば、同様のデザインで、ポスターのサイズ等規格が同じである場合、双方のポスターの作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、本件のような場合、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費・対象外経費を区分することが必要です。

なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

.....

**Q36 ポスターの作成費用の契約金額が「限度枚数×限度単価で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか？**

A36 この場合、全額を公費負担にできない場合があります。「限度枚数」×「限度単価」で求められる金額が公費負担の限度額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」のそれぞれに限度が定められています。公費負担額の計算は、限度枚数、限度単価を実際の契約枚数、契約単価と比較して低い方を掛け合わせたものになります。

(例)ア 条例の限度枚数 41 枚 イ 条例の限度単価 4,128 円

ウ 実際の作成枚数100枚 エ 実際の作成単価1,500円

【正しい計算方法】

(公費負担の対象枚数)→枚数について、条例の限度と実際の枚数を比較 アまたはウの少ない方→41 枚(A)

(公費負担の対象単価)→単価について、条例の限度と実際の単価を比較 イまたはエの少ない方→1,500円(B)

(公費負担額)→枚数、単価のそれぞれ低いもの同士を掛け合わせる。

41 枚(A)×1,500円(B)=61,500 円(正しい請求金額)

【誤った計算方法】

「限度枚数(41枚)×限度単価(4,128円)」で算出される額

『169,248円』を限度額と誤解し、それ以下となる実際の作成枚数(ウ)と実際の作成単価(エ)を掛け合わせて算出した。

100枚(ウ)×1,500円(エ)=150,000円(誤った請求金額)

Q37 選挙運動用ポスターの作成枚数に制限はありますか？

A37 ポスターの作成枚数については、法令上の制限はありません。ただし、公費負担の対象となる作成枚数は、上限枚数が定められています。

なお、作成枚数は、原則として候補者が必要とする枚数を決定するものです。

Q38 印刷物の作成に際し、写真撮影、デザイン、印刷をそれぞれ別の業者で行いました。各業者からどのように請求すればよいですか。

A38 ビラ及びポスターの公費請求額は、「確認枚数×作成単価」で算出することとなっています。写真撮影やデザインのみを担当した業者は、作成枚数が0枚ですので、町に対して直接請求することができません。

なお、印刷物の作成業者が写真撮影やデザインを外注した場合には、その費用を含んで町に請求することができます。その内訳は、契約書等で明らかにしてください。

【 6 選挙運動用ビラの作成 】

Q39 公費負担の対象となる選挙運動用ビラはどのようなビラですか？

A39 公職選挙法第142条に規定する「ビラ」が公費負担の対象です。

.....

**Q40 選挙運動用ビラには規格など制約はありますか？**

A40 枚数・・・町長選挙5,000枚以内 種類・・・2種類以内

規格・・・長さ29.7cm×幅21.0cm(A4版) 両面印刷可能

内容・・・特に制限はありませんが、ビラの表面に頒布責任者と印刷者の氏名及び住所を記載しなければなりません。

証紙・・・頒布するビラには、町選挙管理委員会が交付する証紙を貼らなければなりません。

.....

**Q41 選挙運動用ビラの頒布はどのような方法で行うことができますか？**

A41 次のような場所において頒布することができます。

- ・ 新聞折り込みによる頒布
- ・ 候補者の選挙事務所内における頒布
- ・ 個人演説会の会場内における頒布
- ・ 街頭演説の場所における頒布

なお、ポスティング、郵送、街頭演説以外の場所での配布は認められていません。

.....

**Q42 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？**

A42 例えば、双方の作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、いずれにしても、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費と対象外費用に区別することが求められます。

(ビラとポスターでは規格が異なるため、合計金額を枚数等で按分することは困難と考えられます。)

なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。



.....  
**Q43 選挙運動用ビラを自宅のプリンターで作成した場合、公費負担の対象となりますか？**

A43 公費負担の対象にはなりません。ビラの表面に記載のある印刷社と同一であると認められ、「ビラの作成を業とする者」と有償契約した場合に、公費負担の対象になります。

.....  
**【 7 選挙運動用通常葉書の交付・郵送 】**  
.....

**Q44 選挙運動用葉書の交付又は郵送にあたって注意すべき点がありますか？**

A44 候補者は、選挙運動のため通常葉書を無料で頒布することができます。通常葉書を使用できる枚数は町長選挙の場合は 2,500 枚、町議会議員選挙の場合は 800 枚までと定められています。選挙運動用通常葉書の交付は、指定郵便局で葉書の交付を受ける方法、又は、手持ちの通常葉書(私製を含む)に指定郵便局で選挙用の表示を受けて、選挙運動用郵便物とする方法があります。差し出す場合は、直接ポストに入れなくて、必ず「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて郵便局の窓口へ差し出してください。ポストに入れると配達されません。

.....  
**Q45 選挙運動用通常葉書を路上で選挙人に手渡しすることは可能ですか？**

A45 通常葉書の頒布は郵便に限られています。郵便局の窓口から発送してください。通常葉書を路上等で手渡しすることは、公職選挙法により禁止されています。

.....  
**Q46 通常葉書の作成に要する費用について、公費負担が受けられますか？**

A46 通常葉書の作成に要する費用は、国政選挙に限り公費負担の対象となっています。

.....